

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月に同社C事業所に異動したが、51年7月に退職するまで、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の従業員名簿及び同社が人事総務業務を委託しているD社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和40年8月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に異動した同僚13人の資格喪失日（昭和40年7月20日）及び資格取得日（昭和40年8月1日）についても、申立人と同日となっていることが確認でき、社会保険事務所（当時）が申立人と同様に異動した全員の資格喪失日及び資格取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

夫は、昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月に同社C事業所に異動したが、平成10年7月末に退職するまで、同社及び同社の関連会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の従業員名簿及び同社が人事総務業務を委託しているD社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和40年8月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に異動した同僚13人の資格喪失日（昭和40年7月20日）及び資格取得日（昭和40年8月1日）についても、

申立人と同日となっていることが確認でき、社会保険事務所（当時）が申立人と同様に異動した全員の資格喪失日及び資格取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月に同社C事業所に異動したが、平成18年7月に退職するまで、同社及び同社の関連会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の従業員名簿及び同社が人事総務業務を委託しているD社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和40年8月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に異動した同僚31人の資格喪失日（昭和40年7月20日）及び資格取得日（昭和40年8月1日）についても、申立人と同日となっていることが確認でき、社会保険事務所（当時）が申立人と同様に異動した全員の資格喪失日及び資格取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月に同社C事業所に異動したが、平成18年12月に退職するまで、同社及び同社の関連会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の従業員名簿及び同社が人事総務業務を委託しているD社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和40年8月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に異動した同僚13人の資格喪失日（昭和40年7月20日）及び資格取得日（昭和40年8月1日）についても、申立人と同日となっていることが確認でき、社会保険事務所（当時）が申立人と同様に異動した全員の資格喪失日及び資格取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月に同社C事業所に異動したが、44年1月末に退職するまで、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の従業員名簿及び同社が人事総務業務を委託しているD社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和40年8月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に異動した同僚13人の資格喪失日（昭和40年7月20日）及び資格取得日（昭和40年8月1日）についても、申立人と同日となっていることが確認でき、社会保険事務所（当時）が申立人と同様に異動した全員の資格喪失日及び資格取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年11月から8年9月までを34万円、同年10月から11年9月までを32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から11年10月1日まで

A社にB業務担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与総支給額と相違している。

申立期間のうち、一部期間に係る給与明細書並びに平成11年度及び12年度の「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社において申立人と同一職種であったとする同僚二人が所持する申立期間に係る給与明細書によると、当該期間における厚生年金保険料の控除額及び給与総支給額に変動が無いことから、申立人についても同様に、申立期間において、厚生年金保険料の控除額及び給与総支給額に変動は無かったと推認できる上、申立人が所持する給与明細書並びに平成11年度及び12年度の「市民税・県民税特別徴収税額



の通知書」において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、平成7年11月から8年9月までは34万円、同年10月から11年9月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が提出した給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私がA社及びグループ会社であるC社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。仕事の内容に変更は無く、申立期間も継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無いため不明としているが、厚生年金保険における資格喪失日が雇用保険における離職日の翌日の昭和43年3月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成 8 年 5 月から 9 年 2 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月から 59 年 6 月まで  
② 平成 8 年 5 月から 9 年 2 月まで

申立期間①については、私が A 市役所で私の夫の国民年金保険料を納付した際に、同市の職員から、私も 30 歳までに国民年金に加入するように言われたので、昭和 52 年 11 月頃に、同市役所の国民年金の担当課で厚生年金保険被保険者証を提示して加入手続をし、保険料は定期的に納付していた。

申立期間②については、当該期間直後も申請免除が承認されているので、当該期間も免除の申請を行い、承認されているはずである。

申立期間①及び②の納付記録が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①より後の昭和 61 年 1 月に払い出されており、当該払出し時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は保険料をまとめて納付したこともあると供述しているところ、オンライン記録により、申立期間①直後の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの保険料は、61 年 10 月 29 日に最大限遡って過年度納付されていることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人の夫も同期間の保険料が免除ではなく、未納となっている上、夫婦共に平成10年5月13日付けで過年度納付書が作成された事跡が確認できるところ、申立期間②直後の9年3月から10年3月までは、既に免除となっていたことから、過年度納付書が作成された時点において、申立期間②は未納期間であり、免除期間として承認されてはいなかったものと推認される。

また、申立期間②前後の免除記録についても、前述の免除期間を含め、その免除記録に不自然な点は無く、記録管理の不備もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4516 (事案 3169 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から 10 年 5 月 19 日まで

私は、A社に勤務していたが、社長が急死したため、代表取締役就任した。また、就任後の給与支給額が約 100 万円に上がったため、標準報酬月額の変更を行った記憶があるが、当該標準報酬月額の記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったものの、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料として「平成 9 年分給与所得の源泉徴収票」を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によれば、代表取締役就任した後の平成 9 年 8 月 25 日に、社会保険事務所 (当時) において同年 10 月以降の標準報酬月額 11 万 8,000 円に係る算定基礎届の処理が行われていることが確認できるほか、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できないこと、ii) その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料が無いこと、iii) 申立期間当時の標準報酬月額の最高額は 59 万円である旨定められているところ、商業登記簿において申立人の後に代表取締役就任したことが確認できる者の標準報酬月額は 20 万円であること、iv) 申立期間当時、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者から、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できる供述を得ることができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 24 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回新たに申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料として「平成9年分給与所得の源泉徴収票」を提出して再度申立てを行っているが、当該源泉徴収票の社会保険料等の欄に記載されている18万1,419円は、オンライン記録の標準報酬月額11万8,000円に基づく健康保険料額及び厚生年金保険料額の合計額と一致している。

また、申立人の同僚は死亡又は所在不明になっていることから、新たな供述を得ることはできず、申立人からも年金記録の訂正につながる具体的な供述を得ることはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 8 月 27 日まで  
② 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 39 年 8 月 1 日から A 社（現在は、B 社）に勤務したが、年金事務所の記録では、同社の厚生年金保険被保険者の資格取得日が 40 年 8 月 27 日となっている。39 年 8 月 1 日から同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者の資格取得日を訂正してほしい。

申立期間②については、昭和 43 年 2 月 1 日から C 社に勤務したが、年金事務所の記録では、同社の厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 9 月 1 日となっている。同年 2 月 1 日から同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者の資格取得日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B 社は、「申立人が申立期間に A 社に在籍していたことを確認できる関連資料は無い。」と回答している上、申立期間①における雇用保険の被保険者記録も確認できないことから、当該期間における申立人の勤務について推認することができない。

また、B 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 40 年 8 月 27 日と記録されていることが確認でき、当該記録は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、

申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「D資格免許を取得した直後から、C社で勤務した。」と供述しているところ、当該免許所管部局の回答により、申立人は昭和 43 年 2 月 2 日に同免許を取得していることが確認できるとともに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②において同社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立事業所の事業主は、「当時の事業主は既に死亡しており、根拠となる資料等が無いので、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立人及び前述の同僚が、申立期間②当時、経理事務を担当していたとして名前を挙げた同僚は既に死亡しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のC社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年頃から 55 年 9 月頃まで (A社)  
② 昭和 55 年 11 月頃から 57 年頃まで (B社)  
③ 昭和 58 年頃から 59 年頃まで (C社)  
④ 昭和 58 年頃から 59 年頃まで (D社)

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社、申立期間③についてはC社及び申立期間④についてはD社に勤務していた期間であり、全ての申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間①のうち、昭和 54 年 1 月 29 日から 55 年 9 月 13 日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人に係る記憶は無い。申立期間に係る関係資料は保管しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」、「申立人に係る記憶は無いが、当時のE業務に従事する者は勤務先を転々とする者が多く、厚生年金保険に加入していない者が多かった。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び供述を得ることができない。

また、適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは、昭和53年7月1日であり、申立期間①のうち、52年頃から53年7月1日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及び申立人がB社を退職した後に勤務したとするC社が保管している申立人の履歴書の職歴欄に「昭和56、B社入社」、「同58、退社」と記載されていることから判断すると、申立人が、申立期間②の一部を含む昭和56年7月11日から58年8月5日までの期間においてB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、平成2年に代表取締役就任した元事業主に聴取したところ、「申立人がF業務担当として勤務していた記憶はあるが、勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私はF業務の管理者であったが申立人に係る記憶は無い。申立期間当時、正社員と日雇労働者が勤務しており、日雇労働者は厚生年金保険に加入させない取扱いだったと思う。」と供述しているところ、前述の適用事業所名簿によれば、同社は日雇健康保険の加入事業所であったことが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほ

か、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、C社が保管する「労務費計算明細書元帖」及び「昭和58年出勤帖」によれば、申立人が同社において、昭和58年10月10日に入社し、同年12月28日に退職した記録が確認できる。

しかしながら、C社は、「当時、従業員は入社後3か月間の試用期間があり、試用期間の経過後に本雇いとなり、厚生年金保険に加入させていた。申立人は本雇いになる前に退職しているため、厚生年金保険に加入させていない。」と回答していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえ、申立人は退職するまでの期間において厚生年金保険に加入していなかったことが推認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、適用事業所名簿により、D社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は確認できない。

また、申立人は、当時の事業主について姓は記憶しているものの、姓のみでは個人を特定することができない上、当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間④における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月 1 日から 59 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 6 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで

昭和 49 年 6 月 15 日に A 社（現在は、B 社）に嘱託社員として入社し、当初は C 業務に携わっていたが、58 年 \* 月 \* 日に、定年退職となり、翌日から再雇用され、引き続き 61 年 4 月 30 日まで勤務した。

しかし、A 社に勤務していた期間に、休職や長期欠勤をしたことは一切無かったにもかかわらず、申立期間①及び②において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのはおかしいので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

両申立期間については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録が、全てオンライン記録と符合していることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の支給台帳全記録照会によれば、両申立期間に求職者給付の基本手当を受給した記録が確認できる。

さらに、両申立期間前後に申立事業所に勤務していたとする元同僚の供述、及び B 社本社の回答からは、申立人の両申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、D 町は、申立人が昭和 60 年 6 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間において国民健康保険に加入していた旨を回答している。

加えて、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。